

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 . . . . . 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、以下のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価

取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 . . . . . 取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの . . . . . 取得原価

③ 出資金 . . . . . 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 . . . . . 定額法

② 無形固定資産 . . . . . 定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

該当なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（諫早市公金管理運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、諫早市物品会計規則第3条の規定に基づく重要物品（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車(側車付二輪自動車及び二輪自動車を除く。)及び1点の取得価格又は見積価格が100万円以上のもの)を計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じ、1点の取得価格又は見積価格が100万円以上のものを計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

金額が60万円未満であるときは修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
諫早市土地 開発公社	—	0 百万円	6,500 百万円	6,500 百万円

##### (2) 係争中の訴訟等

該当なし

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓園事業特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲は、普通会計の対象範囲と同一です。

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 7.0%

将来負担比率 — %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
45 百万円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3,464 百万円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

該当なし

##### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲は、売却予定とされている公共資産としています。

イ 内訳

該当なし

② 減債基金に係る積立不足額

該当なし

③ 基金借入金（繰替運用）

該当なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 51,869 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	34,530 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,642 百万円
将来負担額	74,770 百万円
充当可能基金額	22,732 百万円
特定財源見込額	11,100 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	51,869 百万円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,717 百万円  
② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	74,315 百万円	72,494 百万円
財務書類の対象となる会計の 範囲の相違に伴う差額	72 百万円	12 百万円
前年度末資金残高	2,303 百万円	
資金収支計算書	72,084 百万円	72,506 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（墓園事業特別会計）の分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	6,305 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	792 百万円
未収債権等の増加（減少）など	1,055 百万円
減価償却費	△6,539 百万円
賞与等引当金繰入額	△478 百万円
退職手当引当金繰入額	△570 百万円
徴収不能引当金繰入額	△33 百万円
資産除売却益	52 百万円
資産除売却損	△24 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 560 百万円

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	8,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0 百万円

- ⑤ 重要な非資金取引

該当なし